

オープンカウンタ方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方といたします。

参加を希望される方は、以下の留意事項を熟読のうえ見積書を提出して下さい。

<留意事項>

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第5条に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被補佐人、又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) (1)～(3)の他、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書、及び見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方といたします。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

従って、契約金額は原則として見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

3 契約書作成の要否について

国立研究開発法人建築研究所の規程に基づき、契約金額に応じて指定の契約書の作成または請書の徴収を行います（契約金額によっては、契約書の作成又は請書の徴収を省略する場合があります）。

4 その他

- (1) 同価見積があった場合は、国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第31条第2項の規程により「くじびき」を実施します。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者に見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3) 見積書の作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (4) 契約担当等の都合により見積決定前に調達を中止する場合があります。